イ　平成 10 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.008

$I_{11}$　ア　平成 11 年度市場公募都道府県に係るもの　0.055

イ　平成 11 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.036

$I_{12}$ ＝ 0.022

$I_{13}$ ＝ 0.035

$I_{14}$ ＝ 0.019

$I_{15}$ ＝ 0.034

$I_{16}$ ＝ 0.032

$I_{17}$ ＝ 0.032

$I_{18}$ ＝ 0.027

$I_{19}$ ＝ 0.026

$I_{20}$ ＝ 0.031

$J_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）第 5 条の規定に基づき定められた被災市街地復興推進地域において地方団体が施行する土地区画整理事業及び市街地再開発事業（以下この表において「被災市街地復興特別事業」という。）に係るものの額に相当する額

$K_{12}$ ＝ 0.060

$K_{13}$ ＝ 0.050

$K_{14}$ ＝ 0.049

$K_{15}$ ＝ 0.052

$K_{16}$ ＝ 0.052

$K_{17}$ ＝ 0.051

$K_{18}$ ＝ 0.043

$K_{19}$ ＝ 0.042

$K_{20}$ ＝ 0.050

$L_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたな

イ　平成 10 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.008

$I_{11}$　ア　平成 11 年度市場公募都道府県に係るもの　0.054

イ　平成 11 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.036

$I_{12}$ ＝ 0.022

$I_{13}$ ＝ 0.035

$I_{14}$ ＝ 0.019

$I_{15}$ ＝ 0.034

$I_{16}$ ＝ 0.032

$I_{17}$ ＝ 0.032

$I_{18}$ ＝ 0.027

$I_{19}$ ＝ 0.026

$I_{20}$ ＝ 0.02661

$J_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）第 5 条の規定に基づき定められた被災市街地復興推進地域において地方団体が施行する土地区画整理事業及び市街地再開発事業（以下この表において「被災市街地復興特別事業」という。）に係るものの額に相当する額

$K_{12}$ ＝ 0.060

$K_{13}$ ＝ 0.049

$K_{14}$ ＝ 0.049

$K_{15}$ ＝ 0.051

$K_{16}$ ＝ 0.051

$K_{17}$ ＝ 0.050

$K_{18}$ ＝ 0.043

$K_{19}$ ＝ 0.042

$K_{20}$ ＝ 0.04258

$L_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたな